

【委託】広報戦略策定及び重点広報施策実施業務

仕様書

※本仕様書は、予告なしに修正又は訂正する場合があります。
その際は、当機構ホームページ上にて仕様書の修正又は正誤表を公示いたしますので、
必ずご確認ください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

広報戦略策定及び重点広報施策実施業務 委託仕様書

1. 委託事業の目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)では、製品事故の未然防止及び再発防止を目的として、記者説明会、PS マガジン、YouTube、X、Web ページ等を活用し、製品事故情報や注意喚起情報を発信している。これらの活動は、テレビ、新聞、Web メディア等を通じた情報発信・露出につながっている。

一方、10 代、20 代の若年層への情報到達が十分でないこと、女性における機構の認知度が低いこと、機構の広報活動を消費者の安全行動の実践によりつなげていくことが課題となっている。

こうした課題を踏まえ、消費者の属性、意識及び行動特性等に応じて情報発信の方法を改善し、認知・理解から具体的な安全行動につなげる広報活動が必要である。

本事業では、機構の製品安全広報の現状及び課題を分析し、消費者の行動変容を見据えた 5 年間の広報戦略及び実施計画を策定するとともに、若年層及び女性を重点対象とした広報コンテンツの企画・制作、情報発信及び効果検証を行い、製品安全広報の高度化を図ることを目的とする。

2. 委託の内容

本事業は、機構の既存の広報活動を活用・発展させながら、若年層及び女性を含む新たな対象者への情報到達を高め、消費者の具体的な安全行動につなげるため、5 年間の製品安全広報戦略及び実施計画を策定するとともに、重点広報施策の企画・制作・実施を行うものである。

受託者は、機構の製品安全分野における業務及び広報活動の趣旨を十分に理解し、広報、マーケティング、メディア、SNS 等に関する専門的知見を活用するとともに、機構と十分に協議しながら本事業を実施すること。

なお、本仕様書において具体的な実施方法等を定めていない事項については、受託者の専門的知見を活用した提案を求めるものとする。

3. 実施業務

本事業では、機構がこれまで実施してきた製品安全広報の実績を踏まえ、製品事故の未然防止及び再発防止につながる消費者の行動変容を促すことを目的として、以下の業務を実施する。

なお、本事業の契約期間は限られていることから、(1)及び(2)は並行して実施するものとする。

(1)製品安全広報戦略及び実施計画の策定

機構がこれまでに実施してきた広報活動の実績、Web アンケート等の調査結果その他機構が提供する情報を分析するとともに、受託者が有する専門的知見を活用し、5 年後に目指す製品安全広報のあるべき姿及びその実現に向けた 5 年間の広報戦略・実施計画を策定すること。

策定に当たっては、現在の広報活動の状況及び課題を把握した上で、5 年間を通じた取組の方向性及び各年度の位置付けを明確にし、各年度の成果や課題を次年度以降に反映するなど、5 年間を通じて広報活動を改善・発展させることを考慮すること。

また、各年度に取り上げる製品・事故テーマについては、機構が事故発生状況等を踏まえて決定することを基本とし、受託者は、過去数年間のプレスリリース等の実施内容や成果を踏まえ、同一の製品・事故テーマについても、従来とは異なる切り口、対象者、媒体、手法等による情報発信を検討すること。

① 現状及び課題の分析

以下の情報等を活用し、機構の製品安全広報に関する現状及び課題を分析すること。

ア. これまでの広報活動及びその実績(テレビ、新聞、Web メディア、SNS 等での実績)

イ. 機構が実施した Web アンケート等の調査結果

ウ. その他、機構が提供する関連情報

分析に当たっては、機構が現在実施している記者説明会を起点としたパブリシティ等の既存広報活動を踏まえ、製品安全情報を消費者に届け、認知、理解、意識及び行動等の変化につなげる観点から、現状の強み及び課題等を整理すること。

なお、機構は、契約締結後速やかに、機構が保有する製品事故情報を受託者に提供する。受託者は、契約後に提供される製品事故情報を分析に活用し、必要に応じて①の分析内容を更新すること。

② 5 年後の製品安全広報のあるべき姿の設定

①の分析結果及び受託者の専門的知見を踏まえ、5 年後に機構が目指す製品安全広報のあるべき姿を設定すること。

あるべき姿については、製品安全広報が果たすべき役割、消費者の認知、理解、意識及び行動等の変化、情報を届けるべき対象者、広報活動・媒体の在り方等を踏まえて設定すること。また、現在の広報活動の単なる延長ではなく、5 年間の取組を通じて実現を目指す状態として、具体的かつ明確に示すこと。

③ あるべき姿の実現に向けた実施計画の策定

②で設定したあるべき姿を実現するため、5 年間の取組を段階的に示した実施計画を策定すること。

実施計画には、少なくとも以下の事項を含むものとする。

ア. 広報活動の基本方針及び目標

今後 5 年間の製品安全広報の基本方針及び目標を示すこと。

イ. 対象者及び情報発信方針

情報を届けるべき対象者を整理するとともに、対象者ごとの情報発信の方針を示すこと。

ウ. 広報活動及び媒体の活用方針

既存の広報活動及び媒体の活用・強化方針並びに新たな広報手法、媒体又は連携方策の活用方針を示すこと。

エ. 認知から行動変容までを促す取組

消費者の認知、理解、意識及び行動の変化を促すための取組及びその考え方を示すこと。

オ. 効果検証及び継続的改善の考え方

広報活動の成果を把握するための指標及び効果検証の方法を示すとともに、その結果を踏まえた計画の見直し及び継続的改善の考え方を示すこと。

(2) 若年層及び女性を重点対象とした広報施策の実施及び効果検証

今年度の重点広報として、若年層及び女性を重点対象とした複数の広報コンテンツを制作・発信するとともに、その効果を測定・検証すること。

① 広報施策の企画・実施

ア. 複数の製品(3 製品程度を想定)を対象とした広報施策を企画・実施すること。

イ. 各製品について、動画を含む複数のコンテンツを制作・展開することとし、コンテンツの本数、内容、形式及び組合せについては、若年層及び女性への情報到達や行動変容につながることを考慮して提案すること。

ウ. 対象製品、訴求内容、媒体及び手法については、機構と協議の上で決定すること。

エ. 若年層及び女性の特性や情報接触状況を踏まえ、効果的な媒体及び手法を活用すること。

オ. Instagram や X 等の機構の公式 SNS を含む既存広報媒体との連携や、必要に応じて

新たな媒体の活用も検討すること。
カ. 制作したコンテンツは、機構が今後の広報活動に活用できる形式で納品すること。

② 効果測定及び成果検証

①で実施する広報施策について、効果測定及び成果検証を行うこと。効果測定に当たっては、リーチ数、閲覧数、再生数等の量的指標だけでなく、施策の目的に応じて、認知、理解、意識・関心及び製品安全に関する消費者の具体的な行動等の変化を把握できるものとする。

4. 提案を求める事項

総合評価方式による評価を行うため、応札者は、以下の事項について具体的な提案を行うこと。

(1) 本事業の目的及び課題に対する理解

本事業の目的及び機構が抱える課題をどのように捉えているかを示すこと。

特に、製品安全広報における「認知度向上」と「消費者の行動変容」の関係、若年層及び女性への情報到達を高める上での課題について、具体的な考え方を示すこと。

(2) 現状・課題分析及びターゲット分析

機構の製品安全広報の現状及び課題を把握するための分析方法について提案すること。

また、若年層及び女性の製品安全に関する情報収集行動や意識等を把握するために有効と考える調査方法がある場合、その内容、対象、規模及び実施方法等について具体的に提案すること。

(3) 広報戦略及び実施計画の策定方法

5年後のあるべき姿を設定し、その実現に向けた広報戦略及び実施計画を策定するための考え方、分析・検討方法及び策定プロセスについて具体的に提案すること。

また、5年間の広報活動の成果を評価するための考え方や指標、評価結果を次年度以降の広報活動の改善につなげる方法についても示すこと。

なお、3.(2)の実施結果及び効果検証で得られた知見を、3.(1)の広報戦略・実施計画にどのように反映するか、具体的な方法について提案がある場合は、その内容を示すこと。

(4) 若年層及び女性を対象とした広報施策

若年層及び女性の関心を喚起し、製品安全に関する理解及び行動変容につなげるための広報施策について、具体的に提案すること。

提案に当たっては、対象者の特性や情報接触の状況等を踏まえ、コンテンツの種類、企画内容、媒体、情報発信の方法及び展開方法等について、その選定理由や期待される効果を含めて示すこと。

また、既存の広報活動との連携や、新たな情報発信手法の活用など、本事業の目的達成に有効と考える手法について、受託者の専門的知見に基づき提案すること。

さらに、実施する広報施策について、情報到達や反応だけでなく、認知、理解、意識及び製品安全に関する行動等の変化を把握するための効果測定方法について具体的に示すこと。

(5) 実施体制

本事業を円滑に実施するための体制、担当者の役割及び責任者等について示すこと。

(6) 実施スケジュール

各業務の実施時期、工程、成果物及び機構との協議・確認時期等を含む具体的なスケジュールを示すこと。

なお、契約期間が限られていることを踏まえ、3. (1) 及び(2)を並行して実施するための具体的な工程を示すこと。

(7)その他

本事業の目的達成に有効と考えられる独自の提案があれば、その内容及び期待される効果について示すこと。

5. 応募者に求める事項

- (1) 広報戦略の策定、マーケティング、メディア、SNS、コンテンツ制作等について、十分な知見及び実績を有する者を配置すること。
- (2) 本事業の実施責任者を置き、機構との連絡調整及び進行管理を一元的に行うこと。
- (3) 若年層及び女性を対象とした広報、マーケティング又はコンテンツ制作について、実績を有する者を配置すること。
- (4) 官公庁、地方公共団体、独立行政法人等の公共機関における広報、マーケティング又はコンテンツ制作の実績を有すること。
- (5) 受託者は、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づく取組をしていることが望ましい。

6. 所有権及び著作権

- (1) 受託者が機構に納品する成果物の所有権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利を含む。)は、成果物の引渡しをもって機構に移転するものとする。
- (2) 前項に定める対価は、本契約に基づき機構が受託者に支払う契約金額に含まれるものとする。
- (3) 機構は、成果物を自由に複製、改変、印刷、配布その他必要な利用を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、成果物について自ら著作権人格権を行使せず、また成果物の作成に関与した者に著作権人格権その他の権利を行使させないものとする。
- (5) 受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証するものとし、権利侵害に関する紛争が生じた場合は、機構の責に帰すべき場合を除き、受託者の責任及び負担において解決するものとする。

7. 契約不適合責任

機構が本委託に係る契約不適合の事実を知った時から1年以内に、契約不適合が認められた場合又は担当職員から問合せを受けた場合、速やかにその原因を究明し、担当職員に報告するとともに、その原因の所在が受託者にある場合、受託者の責任において対策を講じること。また、それに要する費用も受託者で負担すること。

なお、契約不適合により第三者に与えた損害については、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

8. 納期等

(1) 履行期限

契約締結日から令和9年3月15日(月曜日)まで

(2) 納品場所

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 製品安全広報課

(3) 納品物

・製品安全広報戦略及び実施計画の策定に係るもの

1. 現状及び課題分析結果
2. 5年後の製品安全広報のあるべき姿
3. 5年間の実施計画

・若年層及び女性を重点対象とした広報施策に係るもの

4. 広報コンテンツ一式(制作データを含む)
5. 効果測定・成果検証結果報告書

(4) 納品方法

担当職員が指定するファイル交換サービス、SharePoint、電子メールその他機構が指定する方法により納品すること。

9. 再委託

本委託に係る業務の全部を一括して再委託又は再外注(以下「再委託等」という。)してはならない。受託者は、本業務の一部を再委託等する場合には、あらかじめ機構の承認を得るものとする。

受託者(再委託先又は再請負先を含む。)は、本契約に関し、機構が開示した情報(公知の情報等を除く。)、本業務を通じて知り得た情報、本業務の制作物等の情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。

10. その他履行に関する注意事項

- (1) 受託者は、契約締結後 10 営業日以内に機構との打合せを実施し、企画内容、制作スケジュール、実施体制、実施方法、報告様式等、本事業の基本的な運営方針について担当職員とすり合わせを行うとともに、それらの結果を取りまとめた計画書を作成し、速やかに機構の承認を受けること。
- (2) 本仕様書で不明な点がある場合は、担当職員に適宜問合せを行うなど解決に努め、機構の制作意図を踏まえ、制作すること。
- (3) 業務の実施にあたって発生する決定事項、事情の変更や状況の変化について機敏かつ柔軟に対応し、適切な措置を取ることができる体制を整えておくこと。
- (4) 価格には、本件業務を実施するに当たっての付帯費用の全てを含むものとする。
- (5) 本事業の実施にあたって発生する一般管理費は、直接経費の 10%以内とすること。なお、一般管理費率が 10%を超える場合は、提案書と併せ、理由及び契約実績を明記した書類を提出すること。
- (6) 本件業務に関する事項のうち、協議等の上合意した事項については、本事業における仕様

の一部とみなし、その履行を要求できるものとする。

- (7) 本仕様書に記載されていない作業上の疑義等については、機構と協議の上、これを決定すること。
- (8) 使用する画像やイラスト等の素材は、オリジナルなものか著作権フリーなものを使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。
- (9) 納品後、受託者の瑕疵による制作物の不備が確認された場合、機構の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うこと。
- (10) 受託者が、本事業の実施中及び終了後において本事業に関わる事故が発生した場合は、直ちに事故の内容とその対処措置を機構に連絡するとともに、対処後の詳細な経過や結果を口頭及び文書により報告すること。
- (11) 納品物については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 66 条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められている品目については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が定めた方針（<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/keiyaku/kankyo/green26-1.html>）を満たすこと。
- (12) 受託者は、本委託により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等を遵守し、その取り扱いには十分留意しなければならない。
また、機構の情報セキュリティポリシー（<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/security/security.html>）を参照
及び、機構の個人情報保護管理規程（https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/kaijiseikyu/kojin/kojin_kitei.html）を遵守すること。

以上